

汚染牧草の一時保管事例③ ～宮城県C町～ 放牧場跡地での集中一時保管

①汚染牧草の保有状況

保有農家数	保有量	汚染濃度
268戸	5,880トン(推定)	8,000Bq/Kg以下

②一時保管の概要

実施主体

- ・C町が町単事業(事業費約1,900万円)を用意(町が東電へ賠償請求)。保管場所までの運搬は生産者が自ら行い、ロール積み上げ等の作業は町で実施。

実施期間

- ・平成24年11月～ 一時中断。

場所

- ・C町の町有地(放牧場跡地)

実施方法

- ・放牧場跡地の平坦地にビニールシートを敷設し、ロール牧草を2段積みにして上からシートで被覆。1ブロック5m×20m(100㎡)とし、2m間隔で計400ブロック、約4ha。

③保管方法の検討

- C町では、場所の選定に際し、
- ①造成することなく保管必要面積を確保できる
 - ②近くに集落や公的施設がない
 - ③運搬に交通の支障がない
- 等の理由から当該放牧場跡地に決定。

〈ポイント〉

①安全性への理解

保管の安全性について専門家の見解を得た上で説明会を実施。

②風評被害対策

空間線量測定・水質検査を定期的を実施。検査結果を公表することで安全性をPR。

③運搬の省力化(検討中)

現在1ヶ所の集中保管場所を3ヶ所まで増やし、生産現場により近い場所を選択可能にするよう検討中。



④作業手順

施工前



搬入作業



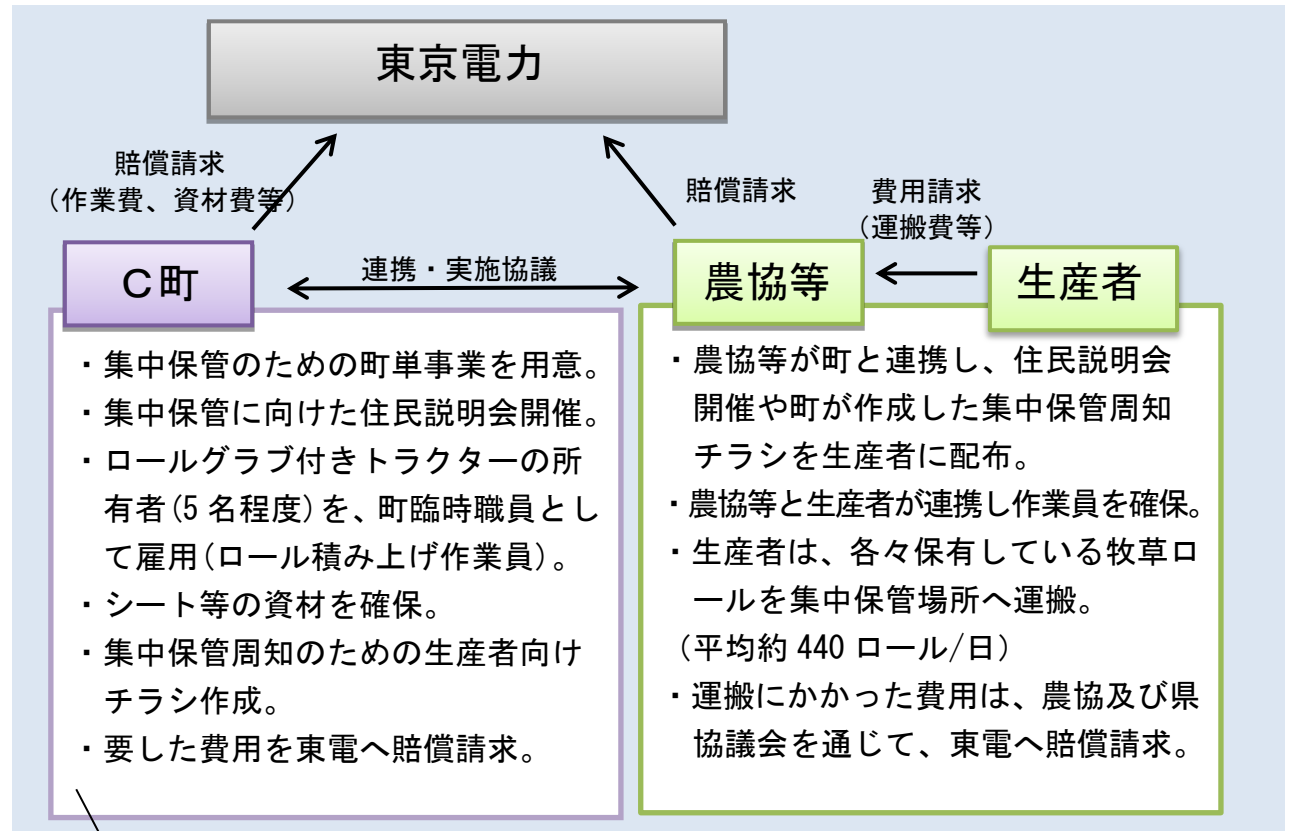
被覆作業



完成



⑤C町の取組



《取組スケジュール》

24年6月～	生産者や町議会から牧草処理の要望
7月～	環境省と牧草の焼却処理について協議
10月初旬	焼却処理実証事業が頓挫
10月22日	町議会全員協議会へ牧草の集中保管を提案
11月1日	住民説明会を周知、牧草保有農家へ集中保管に向けたチラシの配布
11月6・9日	住民説明会を開催
11月7日	臨時町議会で関連予算(約1,900万円)を議決
11月10日	搬入受入開始